

インクルーシブ教育から子どもの人権を考える

一木 玲子

差別により力や可能性を奪われる子どもたち

「いよいよキャンプファイヤーの時間です。先生たちが薪を準備して、火をつけ始めました。ワクワクしながら、キャンプファイヤーが始まるのを友達と一緒に待っていた私に、隣にいた母がこう言いました。「そろそろ帰る時間だよ」。実は、臨海学校は三日間の日程でしたが、母は仕事の都合で二日しか休みが取れず、「親が付き添いできないのなら、本人も臨海学校に参加できません」と学校から言われてしまい、母が帰る二日目の夜に、私も帰るという条件で、私は臨海学校に参加したのでした。(略)楽しみにしていたキャンプファイヤーの途中で帰ることになった私は、帰りの車の中で大泣きしていました。親の仕事の都合

力や可能性が阻害され奪われている状況が顕著に表れている。

さて、この話は一五年前のものであるが、今はどうであろうか。ここに、二つの新聞記事がある。一つは二〇一五年のもので、見出しは「障害児の登校と『付き添い』『保護者の負担重く』『足りない支援員』」。全国の公立小中学校の五%にあたる一四九五校で保護者が子どもの通学や授業に付き添っているという文科省の調査結果を紹介している。もう一つの記事は二〇一七年のもので、見出しは「『医療的ケア児』通学保護者の六割付き添い」「付き添い七年、『心折れそう』」。新潟の特別支援学校に通う高校三年の女性の学校生活に七年間常時付き添って精神的肉体的に疲弊しきっている母親の声や、岡山の公立小学校に通う五年生の男児の学校生活に父親が三年間付き添い、職場の休職制度を使い切り貯金も減り生活の不安を抱える声を紹介している。

保護者が子どもの学校生活に付き添うという問題を障害者差別法で解説すると、障害のある者が他者(障害のない者)との平等のもと学校教育を受けられないという、障害を理由とした差別的取り扱いであり、かつ、合理的配慮の不提供の問題

で、どうして自分が臨海学校の途中で帰らなければいけないのか、小学校五年生の私には分かりませんでした。ただ、自分は親がいないと、どこにも行けないんだなと思っていました。」

これは、二〇代の女性が、小学校五年生時の記憶を呼び起こして書いたものである。女性は車いすユーザーで介助者を使って生活をしている。就学時に特別支援学校が適当と判定した教育委員会は、学校行事等の学校外の活動に保護者の付き添いを参加の条件とした。この文章には、友人と一緒にキャンプファイヤーに参加できなかった彼女のくやしさをあふれている。同時に、「自分は親がいないとどこにも行けない」のだと思わされている子どもの心理がまざまざと描かれていて、制度や体制の不備により障害のある子どもの

としてとらえられる。二〇一六年に施行された障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱いの基本的な考え方」を以下のように規定している⁶⁾。(傍線は筆者による)

関係事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないこと。

ア 法が禁止する障害者の権利利益の侵害とは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付すことなどによる権利利益の侵害であること。

前に紹介した女性や新聞記事の女性、男児の場合、学校の教育活動に参加するにあたって、障害を理由として保護者の付き添いを条件とされたこと、そしてそれができない場合は参加を拒否されたり時間帯を制限されたりしているという歴然とした差別状況にある。

一つ目の新聞記事は二〇一五年二月のものであるが、差別解消法が施行された翌年の四月にすべて付き添いが解消されたと思うことはあまりに

も楽観的である。しかも、二つ目の記事は差別解消法が施行された後の二〇一七年一〇月のものである。となると、差別解消法が施行されても、従来の障害のある子どもの差別的状況はそのまま継続されている状況であり、保護者が付き添わなくてもよいような体制整備を作ることは火急の課題である。なぜならばこの保護者が学校に付き添っているという問題は、制度不備により疲弊させられている保護者の問題であるとともに、保護者がいないと自分は何もできないと思われ、力や希望、可能性を奪われてしまうという障害のある子どもの教育の問題でもあるからである。

国連が求める

「質の高いインクルーシブ教育」とは

障害者権利委員会は、障害者権利条約締結国に対して、障害の有無を問わず「すべての学習者の権利」として、「質の高いインクルーシブ教育」を行うように求めている。インクルーシブ教育とは、一般的意見四号簡易版(案)を見ると、「障害のある人が障害のない人と一緒に学ぶ場面のこと。全ての人、学校の、カレッジの、大学の同じクラスで一緒に学ぶこと。これは、障害のある

人が、ほかの人と分けられて他の学校やクラスに追いやられないことを意味する。障害のある人は、他者と同様の良い教育と、学ぶために必要としよく学ぶためのサポートを得るべきである。」と定義されている^v。さらに、「質の高いインクルーシブ教育」とは、例えば「すべての生徒が、高く評価され、尊重され、受け入れられ、自分の意見に耳を傾けられていると感じなければならない。」とか「虐待といじめを予防する効果的な措置を設ける。」「インクルーシブな学習環境とは、誰もが安心して、サポートや刺激を受け、自分の意見を表現できると感じる場」など、多様性が尊重され重視された学習者に優しい環境であると説明されている^{vi}。「感じる」など学習者の気持ちを重視している点に注目したい。

ところが、日本では、まず権利としてのインクルーシブ教育が制度として認められていない。障害のある子どもの学習の場は、特別支援学校、特別支援学級、普通学級の中から選ぶことになっているが、小学校就学前の就学相談等で、学校教育法施行令等により障害の種別と程度によって適する就学先が判定される。そのため、その判定に対して異なる就学先を保護者が提示することは相当

なエネルギーを要する。さらに、その判定は就学後も追いかけてきて、例えば静岡県のある市では、特別支援学校に就学することが適当とされたが地域の学校の普通学級に就学した子どもに対して、教育委員会から学年進級時毎にハガキが送られてきて、「来年はどうしますか？」と就学先の変更を聞いてくるという。その保護者は脅迫されているように感じ、自分たちが悪いことをしていると思われると語っていた。

つまり、日本のインクルーシブ教育は特別支援教育は障害のある子どもの「権利」としてのインクルーシブ教育ではなく、障害のある子が普通学級で学ぶことが適当であるかどうかを誰かが判断して保護者が承諾したら普通学級に在籍することができるといって「条件付き」のインクルーシブ教育であるといえる。さらに、例えば勉強がついていけないとか友人関係がうまくいかないなどで普通学級で学ぶことが難しいと判断され、特別支援学級や特別支援学校に移った場合、勉強についていけなくさせた授業のあり方や友人関係が悪くなったなどの子どもたちの関係はそのまま放置温存される。これはいじめの構造と全く同じで、いじめられる方が悪いのでそちらで対処してください

というものである。

歴史をさかのぼれば、性や肌の色などで子どもたちの学ぶ場は分けられてきた。今、ようやく、障害の有無により学ぶ場を分けないというインクルーシブ教育が子どもたちの権利であることが世界的に認められた。これは、我々人類が能力により人を差別してきたことへの反省であり、能力差別への挑戦であるといえる。日本の教育に係る人間がどこまでそれを自覚し、その挑戦を邪魔している特別支援教育にNOと言えるか。我々の人権意識が問われている。

- i 川端舞「小・中学校時代の学校生活を観に付き添われて」より抜粋。「障害のある子どもの合理的配慮を考える集い」保護者の学校つきそいを中心に」集資資料より抜粋(二〇一七年五月一日、早稲田大学にて、主催DPI日本会議、公教育計画学会インクルーシブ教育部会)
- ii 東京新聞朝刊、二〇一五年二月二十五日
- iii 朝日新聞朝刊、二〇一七年一〇月二十五日
- iv 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針(二〇一六年)
- v Easy to read version-Draft General Comment on the Right to inclusive education <http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/CRPD/Pages/GCRightEducation.aspx> (二〇一七年二月二日閲覧)
- vi 障害者権利条約一般意見四号

(いちき・れいこ 大阪経済法科大学客員研究員)